○道路の区域変更

則

告

示

次

目

規 則

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規

○生活保護法による医療機関の指定 ○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

○生活保護法による指定介護機関の指定 ○保安林の指定施業要件の変更の予定

○道路の供用開始 (二件)

○土地区画整理組合の理事についての届出

宮

公

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決

(デジタルみやぎ推進課)

六

食産業振興課

六

(建築宅地課)

六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の

労働委員会

○開発行為に関する工事の完了

○宮城県労働委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規

則の一部を改正する規則

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の

規定に基づく告示を廃止する告示

行

発

宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁目8番22(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

ページ

に改正する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

(昭和五十三年宮城県規則第七号)の一部を次のよう

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

宮城県知事

村

井

嘉

浩

規

則

第二条第七号中「第十七条」を「第十九条」に改める。

第六条の三中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「情報通信技術を活用

港പ紙中中 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める

○宮城県規則第百二十三号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月十七日

(循環型社会推進課) した行政の推進等に関する条例」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める

社会福祉課 に改める。 命令」や「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」

同

同

森林整備課

附

則

四

(施行期日

課 Ŧī. 1

道

路 同

この規則は、

は、公布の日から施行する 令和三年九月一 日から施行する。ただし、第二条第七号及び様式第七号の改正規定

(経過措置)

2

Ŧī.

Ŧī.

都市計画課

定によるものとみなす。 支障のないものについては、当分の間、 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定による様式第七号で取扱い上著しく 改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規

示

告

○宮城県告示第六百二十四号

号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、 びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十 として次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並 医療機関

令和三年八月十七日

七

六

第229号	令和	3年8	月17日	火曜	目	宮	ţ	成	県		公	報							(2)
リハナースステーション古川	多賀城あかざクリニック	事業所の名	二 介護予防訪問看護	ピース訪問看護ステーショ	リハナースステーションナ	多賀城あかざクリニック	事業所の名	並びに永住帰国した中国残留	生活保護法(昭和二十五年	○宮城県告示第六百二十五号	あかね歯科	店のエルシア薬局古川中里	古川 古川	店でザワ調剤薬局多賀城	名取たこうオレンジ薬局	名取つちやま皮ふ科	リニックかくだ西川耳鼻咽喉科ク	名称	
大崎市古川台町二番二十三号	多賀城市高橋二丁目十五-二十八	称事業所の所		『ン 栗原市一迫真坂字清水町田二-	·古川 大崎市古川台町二番二十三号	多賀城市高橋二丁目十五 - 二十八	称事業所の所	並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十	(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国は		富谷市日吉台二丁目二十四番地三	大崎市古川中里二丁目七番一号	大崎市古川台町二番二十三号	多賀城市城南二-十四-七	名取市田髙字原五百九十七	ルモール二百一名取市田高字原五百九十七名取メディカ	名取市髙舘吉田字前沖二百十一番地四	所在地	宮城県知事
	八	在 地		一四四	株	_	在地	する法律(平成六年法律第	第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の		令和三年四月一日	令和三年六月一日	令和三年三月十五日	令和三年六月一日	令和三年六月一日	令和三年六月一日	令和三年六月一日	指定年月日	村井嘉浩
株式会社ひばり	般社団法人あかざ	申請者の名称		ピース株式会社	株式会社ひばり	般社団法人あかざ	申請者の名称	第三十 —	「の促進 一 訪問看護			律第三十号) 笠	国の促進並びに 生活保護法	○宮城県告示第	ニック ニック	名		令和三年八月十七日	
宮城郡利府町	多賀城市高橋二丁目十五	申		栗原市一迫字	宮城郡利府町菅谷台	多賀城市高橋	申				令和三年八月十七日 指定介護機関として次のとおり指定した。	第十四条第四項((昭和二十五年は	究百二十六号	舞咽喉科クリ	称		八月十七日	帝四項の規定に 地質の規定に
宮城郡利府町菅谷台一-二-一	三丁目十五-二十八	- 請者の所在地		栗原市一迫字川口鍛冶屋七十一 – 一	菅谷台一-二-一	多賀城市高橋二丁目十五 – 二十八	- 請者の所在地			宮城県知事	り指定した。	律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、	国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人に		角田市角田字町百九十二	所 在 地	宮城県知事	令和三年八月十七日	幾関いらて)こる)巻に(こず届出ぶらっこ。号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療
令和三年三月十五日	令和三年三月一日	指定年月日		令和三年四月一日	令和三年三月十五日	令和三年三月一日	指定年月日			村井嘉浩			の支援に関する法律(平成六年法一項(中国残留邦人等の円滑な帰		令和三年四月三十日	廃止年月日	村井嘉浩		含む。)の規定により、指定医療

(3)	令和3年8月17日		火曜	E E		宮	城	県	公				第229号					
	E1		七 l	kr		六	. tr		五.	£1	ь		四		ь		三	, .
	多賀城あかざクリニック	事業所の名称	介護予防訪問リハビリテーション	多賀城あかざクリニック	事業所の名称	通所リハビリテーション	多賀城あかざクリニック	事業所の名称	訪問リハビリテーション	多賀城あかざクリニック	名取たこうオレンジ薬局	事業所の名称	介護予防居宅療養管理指導	多賀城あかざクリニック	名取たこうオレンジ薬局	事業所の名称	居宅療養管理指導	ピース訪問看護ステーション
	多賀城市高橋二丁目十五-二十八	事業所の所在地		多賀城市高橋二丁目十五 – 二十八	事業所の所在地		多賀城市高橋二丁目十五-二十八	事業所の所在地		多賀城市高橋二丁目十五-二十八	名取市田高字原五百九十七	事業所の所在地		多賀城市高橋二丁目十五-二十八	名取市田高字原五百九十七	事業所の所在地		栗原市一追真坂字清水町田二-十四
	一般社団法人あかざ	申請者の名称		一般社団法人あかざ	申請者の名称		一般社団法人あかざ	申請者の名称		一般社団法人あかざ	株式会社	申請者の名称		一般社団法人あかざ	株式会社	申請者の名称		ピース株式会社
	多賀城市高橋二丁目十五-二十八	申請者の所在地		多賀城市高橋二丁目十五-二十八	申請者の所在地		多賀城市高橋二丁目十五-二十八	申請者の所在地		多賀城市高橋二丁目十五-二十八	仙台市太白区大野田四 – 二十 – 十四	申請者の所在地		多賀城市高橋二丁目十五-二十八	仙台市太白区大野田四-二十-十四	申請者の所在地		栗原市一迫字川口鍛冶屋七十一-一
	令和三年三月一日	指定年月日		令和三年三月一日	指定年月日		令和三年三月一日	指定年月日		令和三年三月一日	令和三年六月一日	指定年月日		令和三年三月一日	令和三年六月一日	指定年月日		令和三年四月一日

2

保安林として指定された目的

3

(1)

次の森林については、主伐は、択伐による。

伊具郡丸森町 (次の図に示す部分に限る。)

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

土砂の流出の防備

<u>-</u>1

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

伊具郡丸森町 (次の図に示す部分に限る。)

3

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

宮

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

水源の涵養

2

保安林として指定された目的

令和三年三月一日	多賀城市高橋二丁目十五 – 二十八	一般社団法人あかざ	多賀城市高橋二丁目十五-二十八	多賀城あかざクリニック
指定年月	申請者の所在地	申請者の名称	事業所の所在地	事業所の名称

定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があっ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規

(3)

令和三年八月十七日

報

1

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊具郡丸森町 (次の図に示す部分に限る。)

嘉

宮城県知事 村 井

浩 \equiv 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 保安林として指定された目的

角田市(次の図に示す部分に限る。

土砂の崩壊の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

(2) 整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(3)

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊具郡丸森町 (次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

2

立木の伐採の方法

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

変更後の指定施業要件

3

主伐は、択伐による。

(2)

(5)

種道 路 類の

路

線 名

供 用 開 始 0)

X 間 整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

立木の伐採の限度

整備課)並びに角田市役所及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁 (水産林政部森林

○宮城県告示第六百二十八号

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

木事務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、令和三年八月十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土

令和三年八月十七日

報

宮城県知事 村 井 嘉

浩

道路の種類 県道

道路の区域

線

名

大島浪板線

同市浦の浜無番地先まで	気仙沼市浦の浜五二番一地先から	変更の区間
後	前	前変 更の
一七・八~三八・〇	一五・五三四・七	(メートル)敷地の幅員
四二・六	四二・六	(メートル)敷地の延長

○宮城県告示第六百二十九号

開始するので告示する。

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

その関係図面は、令和三年八月十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土

木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月十七日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

永 大

場

康 昭

供用開始年月日

理事に就任した者

道 大島浪板線 同市浦の浜無番地先まで気仙沼市浦の浜五二番一 地先から

令和

八月十七日一

○宮城県告示第六百三十号

開始するので告示する。

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

その関係図面は、令和三年八月十七日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木

事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月十七日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

県道	種道路 類の
勝線	路線名
同市雄勝町明神字明神二六五番一地先まで石巻市雄勝町明神字沼尻二五番一三地先から	供用開始の区間
令和三年 八月十八日	供用開始年月日

○宮城県告示第六百三十一号

合からその理事について、次のとおり届出があった。 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組

令和三年八月十七日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

組合の名称

大和町杜の丘北部土地区画整理組合

 $\stackrel{-}{\sim}$ 事務所の所在地

黒川郡大和町杜の丘一丁目十四番地二

三 届出の内容

理事を退任した者

名

住

氏 場

夫 黒川郡大和町小野字荒井百八十九番地

子 黒川郡大和町小野字上田四十四番地

元 博 太 仙台市泉区住吉台西三丁目十四番地の十三 仙台市若林区荒井東二丁目六番地の五 Ŧī.

四

氏

 \equiv Ш 浦 良

太

名 富谷市成田五丁目十六番地六

住

所

良 拓 己

明 彦

千 \equiv 福

浦

富谷市成田五丁目十六番地六

青森県弘前市大字撫牛子二丁目十一番地十八

大阪府大阪市中央区平野町四丁目五番七号

公

告

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和三年八月十七日

落札に係る物品又は役務の名称及び数量 一式

報

葉区本町三丁目八番一号 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部デジタルみやぎ推進課

専用パソコン等企業連合 仙台市青葉区中央三丁目二番二十三号 落札者を決定した日 令和三年七月二十七日 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

e‐miyagi個人番号利用事務系ネットワーク

 $\vec{-}$

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

落札金額 二億千七百八十万円 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 六

入札の公告を行った日

令和三年六月十五日

令和三年八月十七日

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

売支援業務一式 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和三年度インターネット等を活用した県産品販

契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農政部食産業振興課 仙台市青葉区本町

契約の相手方を決定した日 令和三年六月十四日

契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川

四

丁目十四番一号

Ŧi. 契約金額 五千九百万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 (平成七年政令第三百七十二号) 第十一条第一項第一号、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 地方自治法施行令(昭和二十二年政令

第十六号)第百六十七条の二第一項第二号該当

〇都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域 Î

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年八月十七日

工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

地域の名称

仙台市青

個人番号利用事務系ネットワーク専用パソコン等賃貸

宮城県知事

村

井

浩

三十四番地先の道の一部、 番二、十八番、十九番一、十九番二、二十番一の 名取市愛島笠島字桜町十六番、十七番一、十七 部、三十四番、三十五番、三十六番、三十七番、 宮城県知事 村 十九番二地先の水の一 井 嘉 浩

名取市愛島笠島字桜町二十二番地 株式会社渋谷木材店

(第一工区)

労 働 委 員 슾

ここに公布する。 宮城県労働委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を

宮城県労働委員会

長

水

野

紀

子

令和三年八月十七日

○宮城県労働委員会規則第一号

宮城県労働委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規

委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。 宮城県労働委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年宮城県労働

題名を次のように改める。 宮城県労働委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

(7)	令和3年8月17日	火曜日	宮		城		県		公		報							角	\$229)号	
			この告示は、令和三年九月一日から施行する。	附則	七年五月二日宮城県労働委員会告示第二号)は、廃止する。	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示(平成十	止する告示	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示を廃	会長 水 野 紀 子	宮城県労働委員会	令和三年八月十七日	七年五月二日宮城県労働委員会告示第二号)を廃止する告示を次のように定める。	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第一項の規定に基づく告示(平成十	○宮城県労働委員会告示第二号	この規則は、令和三年九月一日から施行する。	附則	る規則」に改める。	続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関す	条例」に改め、「法令(法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)をいう。)又は」を削り、「行政手	等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する	「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)、行政手続